

2015（平成27）年度第5回（通算第22回）理事会（臨時）

1. 日 時：2016（平成28）年3月13日（日）13時00分－16時40分

2. 場 所：専修大学神田校舎7号館（大学院棟）774教室（7階）

3. 出席者：代表理事）坂元茂樹、（理事）浅田正彦、兼原敦子、酒井啓亘、佐野 寛、道垣内正人、中谷和弘、古谷修一、森川幸一、吉川元、（監事）吾郷眞一、野村美明、（オブザーバー）森田章夫（研究企画委員会幹事）

4. 議事の内容

1) 報告事項

1 評議員の交替に関する件

坂元代表理事より、外部評議員について、秋葉剛男・前外務省国際法局長の異動に伴い、齋木尚子・現外務省国際法局長が交替して就任し、登記も完了したことが報告された。

2 石本泰雄名誉理事のご逝去に関する件

坂元代表理事より、石本泰雄名誉理事が2015年12月8日に91歳にて逝去されたこと、慣例に従い、代表理事として葬儀に参列し、弔辞（国際法外交雑誌第114巻第4号に掲載）を述べたことが報告された。

3 評議員・理事の選任についての会員意見聴取の実施に関する件

坂元代表理事より、第2期評議員および第3期理事の選任についての会員意見聴取について、第118年次研究大会中の2015年9月18－20日に実施されたこと、2015年10月に意見聴取委員会の佐藤文夫委員長より、126名の会員からの意見について報告を受け、その結果をもとに、来たる4月10日の評議員会において、新たな評議員、理事および監事の選任手続きが行われることが説明・報告された。

4 市民講座開催（2015年10月25日）に関する件

中谷アウトリーチ委員長より、第2回市民講座「食と国際法」が2015年10月25日に東京大学にて開催されたことが報告された。

5 ジェサップ模擬裁判国内大会開催（2016年2月20、21日）に関する件

坂元代表理事より、本学会協賛のジェサップ模擬裁判国内大会が2016年2月20日（於：京都大学）、21日（於：同志社大学）に開催され、坂元代表理事のほか、外務省より齋木国際法局長、本学会より、植木俊哉会員、柴田明穂会員らが裁判官として出席したこと、英語による国際大会予選は早稲田大学、日本語による国内大会は学習院大学がそれぞれ優勝したことが報告された。

6 その他

浅田国際交流委員長より、本年7月にカナダで開催される4学会共催国際会議への会員派遣について、選考の結果4名（金武真智子（ユトレヒト大学）、木村ひとみ（大妻女子大学）、小島千枝（武蔵野大学）、西村智朗（立命館大学））が選ばれ、学会ホームページにおいても発表さ

れたことが報告された。

森川研究大会運営委員長より、第120年次研究大会に関して、新潟コンベンションセンターにおいて、2017（平成29）年9月4－6日の期間で開催予定であることが報告された。あわせて第121年次研究大会の開催地・期間について説明がなされた。

2) 議決事項

第1号議案 評議員会の招集に関する件

坂元代表理事より、新たな評議員、理事および監事の選任等のために、2016（平成28）年度第1回（通算第12回）評議員会（臨時）を、2016（平成28）年4月10日（日）13時よりアルカディア市ヶ谷において開催することについて提案がなされた、以下の通り議決された。

【議決事項】

2016（平成28）年度第1回（通算第12回）臨時評議員会を以下の要領で招集する。

開催日時：2016（平成28）年4月10日（日）13時より

場 所：東京都千代田区九段北4-2-25 アルカディア市ヶ谷

議 案：第1号議案 理事の選任に関する規程の改正について

第2号議案 評議員の選任について

第3号議案 理事の選任について

第4号議案 監事の選任について

第5号議案 その他

第2号議案 理事の選任に関する規程の改正に関する件

酒井事務局長より、第1号議案にて招集が議決された評議員会において諮る予定の「理事の選任に関する規程」の改正案について、理事定員の増設（20名）と外部理事の新設（外務省国際法課長）を趣旨とする旨の説明・提案がなされた。外務省国際法課長が本学会会員である場合には、第4条1項に基づく範囲で理事に選出すること、この場合も、改正規程は外部理事を必ず選出しなければならないことを意味するものではないことが確認された。以下の通り議決された。

【議決事項】

以下の規程改正（案）とすることを決定した。

====

理事の選任に関する規程（案）

一般財団法人国際法学会評議員会

2013年6月17日

2013年9月11日改正

2015年6月21日改正

2016年4月10日改正

第1条（目的） この規程は、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）定款第28条

第1項の規定に基づき、評議員会による理事の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事業の継続性の考慮） 事業の継続性が必要であることに鑑み、評議員会は、改選前の理事のうち、少なくとも半数を再選することが望ましい。

第3条（会員の意見の聴取） 評議員会は、理事の選任に先立ち、人選について、当法人の会員（自然人に限る。以下この規程において同じ。）の意見を聴取するものとする。

2 前項に定める聴取は、理事改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う。

3 評議員会は、第1項に定める会員からの意見聴取の実施要領の決定を代表理事に委嘱するものとする。

4 代表理事は、聴取した会員からの意見をとりまとめ、これを評議員会に提出する。

第4条（被選任資格） 評議員会は、理事就任年度の4月1日において満30歳未満の者及び満68歳を超えた者を新たに理事として選任することはできない。

2 意見聴取の行われる年度の4月1日までに前年度までの学会費を完納していない会員は、理事の被選任資格を有しない。

3 前項に従った理事の選任を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員の生年月日及び会費納入状況を調査し、その結果を評議員会に報告することを求めることができる。

4 前3項の規定は、当法人の会員以外の理事（以下「外部理事」という。）については適用しない。

第5条（専門分野のバランス） 当法人は、国際法、国際私法及び国際政治・外交史の3つの専門分野の会員により構成されていることに鑑み、理事の選任にあたっては、この3つの専門分野の理事のバランスに妥当な考慮を払うものとする。

2 前項の考慮を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員が専門分野のいずれかに属することの調査を委嘱することができる。

第6条（理事の選任） 評議員会は、第3条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、理事を選任する。ただし、外部理事の選任については評議員会会長の推薦に基づき評議員会において行うこととする。

2 評議員会は、理事の欠員を補充する場合には、新たに当法人の会員の意見を聴取することなく、聴取した直近の意見に妥当な考慮を払いつつ補充する理事を選任することができる。

第7条（実施要領の代表理事への委任） 第3条第3項に定める場合を除き、評議員会は、この規程に基づく理事の選任に関して必要な実施要領の決定を代表理事に委嘱することができる。

附則 この規程は、2016年（平成28年）4月10日から施行する。

第3号議案 一般財団法人国際法学会年次大会（第119年次）に関する件

森田研究企画委員会幹事より、大会プログラムに関して、座長および報告者、報告順序等についての変更、個別報告およびパネルの公募について応募締切の延長が報告された。

森川研究大会運営委員長より、本年第119年次研究大会の運営に関し、会場の借上げおよび割付け案が提示され、確認された。出席理事より、借上げる会場のなかで時間帯により空き室として諸会合等に利用できる部屋があることを会員に案内してはどうかとの提案があったところ、第119年次大会に限っては対応が可能であること、会員からの申込みの方法や受入基準等については、代表理事に一任するという方向で、次回理事会にて具体的に検討することが確認された。

【議決事項】

なし。

第4号議案 国際法外交雑誌第115巻・第116巻の編集計画に関する件

古谷雑誌編集委員長より、標記の件について説明がなされた。

原稿の掲載可否について、研究大会でのある報告に対して、雑誌編集委員会の審査では原稿依頼をしなかったものの、その後、投稿規定に沿って、自由投稿の形で当該報告者から原稿が提出された場合に、匿名でのレフェリー審査の結果、「修正の上掲載可」との審査結果が出された事例について、今回の事例については掲載可とし、掲載基準等の運用に関しては引き続き次期雑誌編集委員会において検討することが確認された。

【議決事項】

なし。

第5号議案 第6回4学会国際会議に関する件

浅田国際交流委員長より、本年7月にカナダで開催される第6回4学会国際会議について、同国際会議にはこれまで代表理事と国際交流委員長の2名が出席しており、今回も坂元代表理事と浅田国際交流委員長が出席予定であること、今回の派遣費用に関しては、野村財団および江草基金より各40万円の助成金が得られた旨報告がなされた。

派遣費用については、恒常的に外部の財団等からの助成が得られるかは不確実な点もあるところ、予算化の必要性等について出席理事による議論の結果、日本以外での開催の場合には、代表理事および国際交流委員長の2名の派遣費用について、100万円（1名あたり50万円×2名）を上限として予算化することが承認された。併せて、予算節減の観点から、引き続き外部の財団等からの助成金獲得も試みていくことが確認された。以下の通り議決された。

【議決事項】

4学会国際会議に関する予算を次のとおりとする。

====

日本以外での開催の場合には、代表理事および国際交流委員長の2名の派遣費用について、100万円（1名あたり50万円×2名）を上限として予算化する。

第6号議案 小田滋賞に関する件

佐野国際関係法教育委員長より、第3回小田滋賞に関し、応募条項と審査の状況が報告された。出席理事より、学生に対して応募を奨励していくとともに、応募締切の時期（現行12月末）を再考することも一案との意見が出され、それらを含めて次期国際関係法教育委員会に申し送ることとなった。

【議決事項】

なし。

第7号議案 2017年LAWASIA 東京大会組織委員会の発起人に関する件

坂元代表理事より、2017年LAWASIA 東京大会組織委員会に関して、本学会会員の東澤靖弁護士（東京弁護士会）より、国際法学会として発起人に加わるることについて依頼があったこと、発起人に求められることとしては、国際法学会会員への案内・広報などが想定されることが説明され、これが了承された。以下の通り議決された。

【議決事項】

一般財団法人国際法学会として、2017年LAWASIA 東京大会組織委員会の発起人に加わる。

第8号議案 一般財団法人国際法学会2016年度事業計画に関する件

酒井事務局長より、平成28年度事業計画（案）について提案があり、一部の字句修正のうえ、以下の通り議決された。

【議決事項】

次のとおり、平成28年度事業計画（案）を承認する。

=====

平成28年度 事業計画（案）

一般財団法人国際法学会定款第4条各号に基づく本年度事業計画は以下の通り。

第1号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究

1. 第4号に該当する研究大会における調査研究項目
2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新と国際法協会との調整）
3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づくエキスパートコメント委員会の事業

第2号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡

1. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第7条2項に基づく国際交流活動
4カ国交流の平成28年度活動
韓国国際法学会との交流の平成28年度活動
2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業

第3号 雑誌及び刊行物の発行

1. 機関誌『国際法外交雑誌』年4回 発行

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| (1) | 第115巻 | 第1号 | 平成28年 | 5月 | 発行予定 |
| (2) | 同 | 第2号 | 平成28年 | 8月 | 発行予定 |
| (3) | 同 | 第3号 | 平成28年 | 11月 | 発行予定 |
| (4) | 同 | 第4号 | 平成29年 | 1月 | 発行予定 |

第4号 研究会、講演会及び講習会の開催

1. 年次研究大会（第119年次）

平成28年9月9日（金）・10日（土）・11日（日）

静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

2. 小田基金に基づく小田滋 ICJ 判事記念レクチャーシリーズの実施

第5号 その他理事会において必要と認める事業

1. 小田滋賞の平成28年度事業

2. 国際法模擬裁判・アジアカップ2016、ジェサップ国際法模擬裁判への協力

第9号議案 一般財団法人国際法学会2016年度予算案に関する件

道垣内会計部長より、2016（平成28）年度予算案が提案され、決算後の理事会にて、平成28年度予算案が諮られることが確認された。2016年度予算案の留意点は次のとおり。

- ・2016年度の補助金収入として、4学会国際会議に関する80万円（野村財団、江草財団）があること。
- ・研究企画・大会運営関係費について、会場下見交通費、報告者・座長等事前会合交通費の科目を設けること。
- ・研究振興事業関係費について、主要文献目録作成費（アルバイト代）に加えて、国際関係リンク更新費（アルバイト代）を設けること。なお、主要文献目録については、毎年12月ごろにアルバイト作業依頼をする際に次年度の5月～6月ごろに支払われるアルバイト代を作業担当者に告げる必要があることから、会計部長は、研究振興委員会よりアルバイト代の予算執行予定の報告を受けて、3月の理事会による予算決定に先立ち、次年度の同予算の確保に十分留意する。
- ・エキスパートコメント事業関係費について、従来謝金等の支払いはないことから、予算計上は行わないが、本学会の事業として科目を明記すること。
- ・社会連携（アウトリーチ）事業関係費について、同事業は隔年開催（次回2017年度予定）のため2016年度は予算を計上しないこと。
- ・管理費について、理事会会合費・旅費に関しては理事定員の増設にあわせて増額すること。

【議決事項】

なし。

第10号議案 新入会員の承認に関する件

酒井事務局長より、以下の7名の新入会申請が紹介され、新入会を承認することが決議された。

【議決事項】

新入会員 今岡奏帆、山根達郎、増田隆、小山内裕貴、赤塚宏一、島坂泰寛、渡辺翔太
これにより、新入会員入会及び退会者削除後の会員数は913名（一般会員766名、名誉40名、院生102名、特別3名、終身2名）となった。

第11号議案 その他

浅田国際交流委員長より、日中韓3カ国の国際法学会での交流が中断している状況にあるが、このたび韓国国際法学会より、まずは2国間での交流を再開したいとの申し出があり、また両国際法学会の間での協力・交流に関する覚書（MOU）の期限が終了しているために再度覚書を締結したい旨の打診があったことが報告・説明され、2国間での開催の可否と覚書の再締結の可否について諮られた。検討の結果、日韓での交流再開については、具体的には、韓国側から本年10月に開催される韓国国際法学会の研究大会に日本からのスピーカー2名を招待したいとの申し出があり、これに対応するため今期国際交流委員会のもとで準備を開始し、坂元代表理事および浅田国際交流委員長に派遣するスピーカーの選考を一任することが了承された。覚書の再締結については、出席理事による議論の結果、先例にならった案文の作成を韓国国際法学会に依頼すること、覚書の効力期限については自動延長方式をとることを先方に提案することなどが確認された。

加えて、招待者に対する渡航費・滞在費等の支弁については、日本が開催国になった場合には積極的に各種財団等の補助金獲得を目指すことを前提に、今後韓国側とも協議していくことが確認された。

【議決事項】

平成28年度の事業として韓国国際法学会との学術交流を再開する。

以上